預 金 担 保 ロ ー ン

2025年4月1日現在

1. 資金使途	・生活資金（事業資金・負債整理資金を除く）
2. 貸出形式	・手形貸付
3. 貸出金額	・1億円以内かつ担保預金残高の範囲内（原則として1万円単位） ※不動産担保融資等、ほかの有担保融資との合算額が1億円以内となります。
4. 貸出期間	・3年以内かつ担保預金の満期日（非営業日の場合、翌営業日）の範囲内
5. 借入資格	・未成年者、制限行為能力者または住所不定者でないこと ・会員の間接構成員（中国ろうきん友の会を含む）または個人会員のいずれにも該当しない方も利用できますが、担保とする預金が自己名義以外の場合、中国ろうきん友の会等の会員資格を満たすこと
6. 貸出金利 (1)利　率	・担保預金金利＋年0.5%の利率を適用します。（固定金利）
7. 返済方式	・確定日払いによる期日一括償還とし、利息先取り方式とします。
8. 保　　証	・不　要 ただし、担保とする預金の名義人が申込人以外の場合、担保とする預金の名義人を保証人とします。
9. 保証料等 (1)保証料 (2)手数料	・不　要 ・不　要
10. 担　　保	・当金庫にお預け入れの預金（定期預金、財形預金、エース預金）を担保とします。
11. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】0120-86-3760 受付時間　平日　午前9時～午後6時 （土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業） なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.chugoku.rokin.or.jp
12. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口：（一社）全国労働金庫協会　ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間　平日　午前9時～午後5時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 ※　仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.chugoku.rokin.or.jp

ろうきん

※　金利情報については、窓口にお問い合わせください。

※　利息等についてご希望がありましたら試算いたしますので、店頭にてお気軽にご相談ください。